

伊賀市テナント・店舗等木質化モデル創出事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、森林整備の推進による健全な森づくりの実現に資するため、多くの人が利用するテナント・店舗等において、伊賀市産木材により木質化されたモデル店舗を創出し、木の温もりを感じられる空間を情報発信することで市内における地域材の活用を促進することを目的として交付する伊賀市テナント・店舗等木質化モデル創出事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、伊賀市補助金等交付規則（平成16年伊賀市規則第76号）第25条から第27条までの規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) テナント・店舗等 直接顧客と対面することにより商売を行う小売業、サービス業、飲食業等の施設（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する許可を受け、又は届出を行って営業する施設を除く。）
- (2) 地域材 市内で伐採された木材であって、木材認証制度等により伊賀市産であることの証明がなされたものをいう。
- (3) 木質化 テナント・店舗等の内装、外装、建具、什器等に地域材を使用することをいう。
- (4) 事業者 建築物の全部又は一部を賃借権その他の権原に基づきテナント・店舗等として使用して事業活動を行う者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内において新たにテナント・店舗等を開設し、若しくは既存のテナント・店舗等を改修する事業者又は当該テナント・店舗等の所有者であって、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 市町村税を滞納している者
- (2) 伊賀市暴力団排除条例（平成23年伊賀市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員と関係がある者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、テナント・店舗等を木質化する事業であって、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 当該テナント・店舗等が原則として利用者の範囲を制限しないものであること。
- (2) 木質化により地域材が目立つ形で使用されるものであること。
- (3) 立地や用途等から市民等へ地域材に係る情報発信が期待できるものであること。
- (4) 地域材を利用した旨を看板等で明示するなど積極的に地域材の利用促進のPRが図られるものであること。
- (5) 市、県、国等による木材の活用に関する他の補助金等を受けないものであること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する工事費並びに什器等の購入、組立て、設置及び運搬に係る経費とする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の額の2分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、250万円又は予算に定める補助金の額のいずれか低い額を限度とする。

(補助金の事前申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、規則第4条第1項の規定による申請の前に伊賀市テナント・店舗等木質化モデル創出事業補助金事前申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に事前の申請（以下「事前申請」という。）をしなければならない。

- (1) 補助対象者が建物又はその一部を使用していることが確認できる書類
- (2) 補助対象経費に係る見積書の写し（補助対象経費となる部分が明確となる内訳書を含む。）
- (3) 補助対象事業の対象となる施設の工事完了後のイメージが分かるもの（工事を伴う場合に限る。）
- (4) 地域材を使用する予定の箇所及び方法が分かるもの
- (5) 地域材の使用予定量及びその積算根拠が分かるもの

2 事前申請をしようとする者が法人又は団体であるときは、前項各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (2) 役員（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等（役員等を置かない場合は、その団体の構成員とする。）をいう。）の氏名、役職名、住所及び生年月日が記載された書類

（事前申請の審査及び交付申請）

第8条 市長は、事前申請があつたときは、速やかに審査し、当該事前申請に係る事業が補助対象事業に該当するか否かを決定し、その旨を伊賀市テナント・店舗等木質化モデル創出事業補助金事前申請審査通知書（様式第2号）により当該事前申請をした者に通知するものとする。

2 前項の規定による補助対象事業に該当する旨の通知を受けた者（以下「交付該当者」という。）は、当該通知に係る事業を実施し、これを完了したときは、速やかに補助金の交付の申請を行うものとする。この場合において、規則第13条第1項の規定は、適用しない。

3 前項の規定による補助金の交付の申請は、規則第4条第1項の規定にかかわらず、伊賀市テナント・店舗等木質化モデル創出事業補助金交付申請書（様式第3号）に次の書類を添付して行うものとする。

- (1) 市町村税の納税証明書（完納証明書）
- (2) 補助対象経費の支出を証明する書類の写し
- (3) 地域材を使用した箇所及び方法が分かるもの
- (4) 地域材の使用量の積算根拠が分かるもの
- (5) 地域材の証明ができるもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、その他市長が必要と認める書類

4 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の申請をすることができない。

- (1) 交付該当者が偽りその他不正の手段により第1項の規定による補助対象事業に該当する旨の通知を受けたとき。
- (2) 交付該当者が次条の規定による変更の届出を行わず、事前申請と異なる内容により補助対象事業を行ったとき。
- (3) 事前申請の日から1年を経過したとき。

(補助対象事業の変更等の届出)

第9条 交付該当者は、補助対象事業の内容を変更し、又は補助対象事業を中止しようとするときは、伊賀市テナント・店舗等木質化モデル創出事業補助金事業変更・中止届出書（様式第4号）により市長に届け出なければならない。

(交付の決定等)

第10条 市長は、規則第5条第1項の規定により補助金の交付の決定をするときは、併せて補助金の額の確定を行うものとする。この場合において、規則第14条第1項の規定は、適用しない。

2 前項の規定により補助金の交付の決定及び補助金の額の確定をした場合の通知は、規則第7条第1項及び第14条第2項の規定にかかわらず、伊賀市テナント・店舗等木質化モデル創出事業補助金交付決定兼交付額確定通知書（様式第5号）により行うものとする。

(補助金の交付の請求等)

第11条 前条第2項の通知を受けた者は、伊賀市テナント・店舗等木質化モデル創出事業補助金請求書（様式第6号）により市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消通知書等の様式)

第12条 補助金に係る規則第18条第3項に規定する通知は、同項の規定にかかわらず、伊賀市テナント・店舗等木質化モデル創出事業補助金取消通知書（様式第7号）により行うものとする。

2 補助金に係る規則第19条第2項の規定による返還の命令は、伊賀市テナント・店舗等木質化モデル創出事業補助金返還命令書（様式第8号）により行うものとする。

(事業の普及・啓発)

第13条 補助金の交付を受けた者は、補助対象事業に係るテナント・店舗等の見学会の開催その他市が実施する地域材の普及・啓発等に協力するよう努めなければならない。

(補助金の終期)

第14条 補助金の交付は、特別の事情がない限り、令和8年度までとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に

定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。